

第 1 4 5 号議案

足立区立保育所における特別保育の実施に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 7 年 1 2 月 1 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区立保育所における特別保育の実施に関する条例の一部を改正する条例

足立区立保育所における特別保育の実施に関する条例（平成 1 4 年足立区条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

延長保育	A 階層及び B 階層	月額 1, 0 0 0 円
	C 階層及び D 階層	月額 4, 0 0 0 円

を

」

「

延長保育	午前 7 時から午前 7 時 3 0 分	A 階層及び B 階層	月額 6 0 0 円
		C 階層及び D 階層	月額 2, 5 0 0 円
	午後 6 時 3 0 分から午後 7 時 3 0 分まで	A 階層及び B 階層	月額 1, 0 0 0 円
		C 階層及び D 階層	月額 4, 0 0 0 円
	午後 6 時 3 0 分から午後 8 時 3 0 分まで	A 階層及び B 階層	月額 2, 5 0 0 円
		C 階層及び D 階層	月額 1 万円

に

」

改める。

付 則

この条例は、平成１８年４月１日から施行する。

（提案理由）

延長保育の時間枠を拡大する必要があるので、この条例案を提出いたします。